

公 示 送 達 書

地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2第1項の規定により、次の者の書類を公示送達します。なお、これらの送達すべき書類は香川県綾歌郡綾川町長が保管しており、受領権限を有する者にはいつでも交付しますから申し出てください。

令和8年6月23日

香川県綾歌郡綾川町長 前田 武俊



No.	氏 名	書 類		
		年度	税 目	種 類
1	PERA JERICK ALAYAN	令和8年度	個人住民税	納税通知書
2	PASCUAL JONEL ESLAO	令和8年度	個人住民税	納税通知書
3	SALLATIC JHONDEL LOCLOC	令和8年度	個人住民税	納税通知書
4	MONTOYA WENDELL PAMOR	令和8年度	個人住民税	納税通知書

備考 この掲示をはじめた日から起算して7日を経過したとき、上記の書類の送達があったものとみなされます。